

## 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成27年12月7日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時22分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明  
中 島 克 訓 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子  
松 本 喜 一 関 口 孫 一 郎 大 川 秀 子  
千 葉 正 弘  
傍 聴 者 大 谷 好 一 青 木 一 男 小 久 保 か お る  
古 沢 ち い 子 白 石 幹 男 針 谷 正 夫  
大 阿 久 岩 人 入 野 登 志 子 天 谷 浩 明  
広 瀬 義 明 大 武 真 一 海 老 原 恵 子  
永 田 武 志 岡 賢 治 小 堀 良 江  
福 田 裕 司  
欠 席 委 員 渡 辺 照 明

---

事務局職員 事務局 局長 赤羽根 則 男 議事課 課長 稲 葉 隆 造  
課長補佐 金 井 武 彦 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	早 乙 女	洋
総 務 部 長	松 本	俊
理 財 部 長	五 十 畑 恵	造
大 平 総 合 支 所 長	小 林 敏	恭
藤 岡 総 合 支 所 長	田 中	徹
都 賀 総 合 支 所 長	青 木 康	弘
岩 舟 総 合 支 所 長	大 島 純	一
選挙管理委員会事務局長	萩 原	弘
消 防 長	増 山 政	廣
総 合 政 策 課 長	小 保 方 昭	洋
遊 水 地 課 長	荒 川	明
地 域 ま ち づ くり 課 長	天 海 俊	充
財 政 課 長	杉 山 知	也
総 務 課 長	川 津 浩	章
職 員 課 長	名 淵 正	己
情 報 推 進 課 長	塚 田	薫
管 財 課 長	島 田 好	夫
収 税 課 長	福 島	司
大 平 総 合 支 所 長	茂 呂 浩	司
地 域 ま ち づ くり 課 長	飯 塚	勝
藤 岡 総 合 支 所 長	田 嶋	亘
都 賀 総 合 支 所 長	地 域 ま ち づ くり 課 長	
岩 舟 総 合 支 所 長	三 柴 浩	一
地 域 ま ち づ くり 課 長		
選挙管理委員会事務局次長	野 中	守
消 防 総 務 課 長	小 島	徹
消 防 第 2 課 長	赤 城 一	仁

平成27年第5回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成27年12月7日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第124号 栃木市ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第125号 栃木市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 3 議案第126号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第127号 栃木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第128号 栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第135号 指定管理者の指定について（とちぎ市民活動推進センター）
- 日程第 7 議案第117号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（福富善明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第124号 栃木市ふるさと応援基金条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第124号 栃木市ふるさと応援基金条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は21ページ、議案説明書は1ページとなります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の1ページをお開きいただきたいと思います。提案理由でございますが、ふるさと納税制度により寄せられた寄附金を活用いたしまして、「“自然”“歴史”“文化”が息づき“みんな”が笑顔のあったか栃木市」の実現を推進する事業の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市ふるさと応援基金条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

次に、議案書の21ページをお開きください。栃木市ふるさと応援基金条例を次のように制定するものとするというものであります。

恐れ入りますが、22、23ページをごらんいただきたいと思います。各条文の概要をご説明させていただきます。まず第1条は、ふるさと応援寄附金を活用し、総合計画の将来都市像を実現するための事業の財源に充てるため、基金を設置するというものであります。

第2条は、指定の寄附金、これはふるさと応援寄附金を積み立てるというものでございます。

第3条は管理でございますが、1項では、基金の属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとし、2項では、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるというものであります。

第4条は運用益金の処理でございますが、基金の運用から生ずる収益は一般会計予算に計上し、この基金に編入するというものであります。

第5条は繰りかえ運用でございますが、市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻し方法、期間、利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるというものであります。

第6条は処分でございますが、第1条に規定する業務に必要な財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるというものであります。

第7条は委任条項でございますので、説明は省略いたします。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わりますが、ふるさと応援寄附の使い方として、現在設定している7コース以外にも、より寄附者の意向を反映した柔軟な使い方ができるよう、新たに基金を設けるものでありますので、ご理解をいただき、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 5条の繰りかえ運用について若干お伺いします。

多分、昨年から応援基金、始まったと思うのですが、現在までに繰りかえ運用された基金はございますか。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 基金の繰りかえ運用の件ですけれども、主に財政調整基金とか減債基金、こちらの2つの基金について、通常、繰りかえ運用を行っております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） それでは、特定の7コースということなのですが、そういった部分ではないでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） ふるさと応援寄附の7コースの基金につきましては、繰りかえ運用はしておりません。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解しました。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第124号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第125号 栃木市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） ただいまご上程いただきました議案第125号 栃木市行政不服審査会条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は24ページから26ページ、議案説明書は2ページでございます。

初めに、本日、委員長の許可を得て配付させていただきました資料に基づき、行政不服審査法の改正の概要につきましてご説明させていただきます。お手元の改正行政不服審査法の概要をごらんください。行政不服審査法につきましては、昨年6月、制定から約50年ぶりに全面的に改正され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正のポイントであります。1点目が不服申し立て構造の見直しでございます。改正前の不服申し立ての類型は、異議申し立てと審査請求の2本立てとなっておりますが、改正後は審査請求に一元化されます。審査請求と異議申し立ての違いでございますが、審査請求は、処分を行った行政庁に上級行政庁がある場合に上級行政庁に申し立てるものであり、異議申し立ては、上級行政庁がない場合に処分庁に申し立てるものであります。例を挙げますと、市長が情報公開条例上の情報開示請求に対して不開示の決定をした場合には、市長に上級行政庁がないので、請求者は市長に対して異議申し立てをすることになります。また、消防長が行った処分については、市長が上

級行政庁に当たることから、市長に対して審査請求をすることになります。

改正後も審査請求先が異なる場合がある点に変更はございませんが、審査請求へと一元化されることにより、審査請求と異議申し立てで異なっていた審査手続等が統一されることになります。例えば審査請求では、処分庁に処分の経緯や内容を述べ、正当性を主張する書面を提出させ、不服申立人はそれに対する反論書を提出することができるとされておりましたが、異議申し立てにはそのような手続が設けられていなかったことなどの違いが改められることになります。

また、不服申し立て期間につきましても、改正前は処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内とされていたものが、改正後は三月以内へと延長されます。

2点目が、審理、裁決の公正性の向上であります。改正前は、審査庁において、処分の違法、不当についての判断を行うに当たり、審理を行う者についての規定が設けられておりませんでした。改正後は、審査庁の職員ではありますが、審査庁からは一定程度の中立性が確保された立場で審理手続を主宰する審理員の制度が導入されます。審理員は、審査請求人と処分庁の主張を公正に審理した上で、審査請求に対する結論についての審理員の意見を明らかにする審理員意見書を作成し、審査庁に提出することになります。審理員意見書の提出を受けた審査庁は、この後説明させていただきます行政不服審査会に当該審査請求について諮問し、審査会は、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性を含め、審査庁の裁決の判断の妥当性等について審査を行い、答申することになります。このように、審理員による審理と審査会への諮問、答申という段階を経ることにより、改正前に比べ、審理の客観性及び公正性が向上するものと考えられております。以上が行政不服審査法の改正の概要でございます。

それでは、議案説明書の2ページをごらんください。提案理由であります。ただいまご説明いたしましたように行政不服審査法が改正されたことから、審査請求の裁決の判断の適否を審査する附属機関として栃木市行政不服審査会を設置するため、本条例を制定することについて議会の議決をいただきたいというものであります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の24ページをごらんください。こちらは、議案第125号の制定文であります。

次に、25ページからが条例案となります。第1条は、提案理由で申し上げたとおり、行政不服審査法に基づき、執行機関の附属機関として栃木市行政不服審査会を設置することを定めております。

第2条は、審査会の所掌事項について、市長からの諮問に応じ、処分等に係る審査請求事件を調査審議し、答申することを定めております。

第3条は、審査会の組織について、委員の定数を3人以内とすること及び委員は、審査請求事件の調査審議について公正な判断ができ、かつ法律または行政の有識者のうちから市長が委嘱することを定めております。

第4条は、委員の任期を2年とするものであります。

第5条は、委員の守秘義務について定めるものであります。

第6条は、審査会の運営等に関し必要な事項は規則に委任するものであります。

26ページをごらんください。第7条は、第5条の守秘義務違反に対し罰則を設けるものであります。国の行政不服審査会に守秘義務違反に関する罰則が設けられていることから、同様の罰則を設けることといたしました。

附則については、施行日を改正された行政不服審査法の施行の日からとするものであります。行政不服審査法の施行期日を定める政令が去る11月26日に公布されたため、施行期日は平成28年4月1日となります。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 今ご説明いただきましたけれども、なかなかわかりにくい制度であるなというふうに思いますが、審理員と審査会の委員も定めるわけですよね。審理員が審査会委員とはまた別ということになるのかなと思いますが、この審理員という方はどなたがなられるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） 審理員につきましては、処分をした課が属する部のほかの課長がなる予定になっております。

〔「ほかの課長」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（川津浩章君） 例えば資産税のことについて審査請求が出た場合は、理財部の中のほかの課の課長がなるというのを想定しております。行政不服審査会のほうは、別個に、本当に、第三者機関ですので、大学の先生とか弁護士さんになることを予定しております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） この後、固定資産とかいろいろ出てきますけれども、これまでに不服の審査申し立てというのがどの程度、年にあるのかお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） 平成26年度で不服申し立ての事案は、地方税に関するものが3件、職員の身分に関するものが1件、固定資産評価委員会への審査の申し出が2件となっております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） これまで、きっと、それぞれの所管がやってきたということを一元化するわけですか。一元化と表現しておりますけれども。



○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） 一元化は、異議申し立てと審査請求が審査請求1つになるということで、これまでもいろいろな審査会とかに出していたものが、法律で決まっているものは今までどおりです。こちらの行政不服審査会で、例えば出てくるとすれば、固定資産評価委員会への審査の申し出は、固定資産台帳に載っている価格についての申し出のときは固定資産評価審査委員会のほうに出すのですが、価格以外のことで不服があって市長のほうに審査請求した場合は、この行政不服審査会のほうにかかることになることが想定されます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第125号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第126号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） ただいまご上程いただきました議案第126号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は27ページから34ページ、議案説明書は4ページから17ページでございます。

初めに、議案説明書の4ページをごらんください。提案理由であります。行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の整備を行う必要が生じたため、本条例を制定することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

次に、改正の概要であります。栃木市固定資産評価審査委員会条例、栃木市行政手続条例、栃

本市情報公開条例、栃木市個人情報保護条例、栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例、栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきまして、改正された行政不服審査法の内容に合わせ、引用条項、引用規定を改めたり、字句の整理などをするものでありますが、詳細は新旧対照表でご説明いたします。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

議案説明書の6、7ページをごらんください。まず、改正案、栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。第2条は引用規程の改正、第4条は審査の申し出に係る書面の引用規定の改正及び行政不服審査法の改正に伴う字句の整理を行うものであります。

なお、行政不服審査法施行令が平成27年11月26日に公布されたことから、第4条第3項中の引用法令である行政不服審査法施行令の法令番号は平成27年政令第391号となります。

次に、栃木市行政手続条例の一部改正であります。第3条は不服申し立て構造の見直しに伴う改正、第19条は字句の整理を行うものであります。

8、9ページをごらんください。栃木市情報公開条例の一部改正であります。第9条は公開の請求者に係る規定の整理を行うものであります。

第13条第1項は、不服申し立て構造の見直しに伴う改正であります。

第2項は、改正後の行政不服審査法の規定に基づき、情報公開請求に対する処分等については審理員を指名しないことを定めるものであります。

第3項は、不服申し立て構造の見直しに伴う改正とともに、第1項の規定に基づく審査請求については、却下、認容等の場合を除き、栃木市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを定めるものであります。

第4項は、審査請求がされた実施機関は、処分の経緯や内容を述べ、正当性を主張するための弁明書の写しを添えて諮問しなければならないことを定めるものであります。

第14条は、栃木市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した旨の通知を審査請求人及び参加人等に通知することを定めるものであります。

10、11ページをごらんください。改正案の15条から21条までの改正は、条の追加に伴う条ずれの改正を行うものであります。以下、条項ずれに伴う改正につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、栃木市個人情報保護条例の一部改正であります。目次につきましては、字句の整理等を行うものであります。

24条及び25条につきましては、先ほどご説明いたしました情報公開条例第13条及び第14条と同趣旨の改正となります。

12、13ページをごらんください。栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正であります。主な改正内容は、今回改正いたします栃木市情報公開条例及び栃木市個人情報保護条例にお

いて、両条例に基づく審査請求は審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決をしなければならないと規定していることから、その審査手続について定めるものであります。

第5条は、審査会の調査権限について定めるものであります。

第6条は、審査関係人の口頭意見陳述の機会の付与について定めるものであります。

14、15ページをごらんください。第7条は、審査関係人による主張書面等の提出について定めるものであります。

第8条は、審査関係人が審査会に提出された主張書面、資料の閲覧、写しの交付を求めることができることを定めたものであります。なお、写しの交付を受ける場合には、手数料その他の費用を納めることになります。

次に、栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。第3条において字句の整理を行うものであります。

恐れ入りますが、議案書の27ページをごらんください。こちらが本条例の制定文であります。

次に、28ページから33ページまでが、先ほど新旧対照表でご説明いたしました内容で、改正するための改め文であります。

33ページをごらんください。下段のほうであります。附則の第1項であります。施行期日につきましては、改正後の行政不服審査法の施行の日からとなっております。先ほどご説明したとおり平成28年4月1日からの施行となります。

第2項から34ページの第6項までにつきましては、一部改正に伴う経過措置を規定するものでありまして、所要の経過措置を設けた上で施行するものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第126号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、議案第127号 栃木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） ただいまご上程いただきました議案第127号 栃木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は35ページから41ページ、議案説明書は18ページでございます。

初めに、議案説明書の18ページをごらんください。提案理由であります。インターネットを利用した電子申請システムの運用の開始に伴い、実は、今年10月、本市では電子申請システムの稼働を開始しております。申請等の手続に関し、情報通信の技術を利用して、この情報通信の技術とはインターネットのことです。これを行うことができるようにするための共通する事項を定めるため、栃木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

もう少し詳しくご説明いたします。済みませんが、資料は用意してありませんが、まず市に対します申請手続はいろいろございます。しかし、そのほとんどは、それぞれの条例の中で、手続方法は申請書、つまり書類を出すよう定められております。例えば情報公開を求める場合、栃木市情報公開条例では、「情報の公開を請求しようとする者は、」途中省略しまして、「書面を提出しなければならない。」とあります。ということは、請求はインターネットではできないということになります。今年10月に稼働を開始いたしました電子申請システムではありますが、そういった制約があるため、現在利用可能な手続は7種類のみであります。そこで、この条例では、そういった既存の条例等の規定により申請は書面により行うこととしているものにつきましても、インターネットで行うことができるとしたものであります。

私ごとで恐縮ですけれども、私、今度車を買って替えることになりまして、銀行のカードローンを借りようと思いましたが。インターネットで銀行のサイトを見ますと、ネットでローンの申し込みができるというものがあつて、早速申し込んでみました。すると、書類が送られてきて、電話もかかってきて、手続についての説明がありました。便利だと思いますし、また銀行側にもメリットがあると思います。このように、民間ではインターネットの利用が大変進んでおります。これ以外にも、ホテルの予約でもチケットの購入でも、いろいろなことがインターネットで利用できます。

しかし、市役所を見たときに、インターネットでできることは、最近では少しずつは増えてはおりますが、まだおくれております。本市では、つい先日、栃木市情報化計画を策定いたしました。計画書の冊子は間もなく議員の皆様にもお配りいたしますが、この計画の中では電子申請を初めとする情報化の推進を目指しております。そのためにも、本条例は有用であると考えております。

ここで、1つ申し上げます。タイミング的に、今マイナンバーの開始がございます。これとかぶっておりますが、この条例はたまたまでして、この条例はマイナンバー制度とは全く関係ありませんので、ご承知おき願いたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、議案書の35ページをごらんください。こちらは、議案第127号の制定文であります。

次の36ページからが条例案になります。第1条は目的であります。まず、1行目最後のところから2行目にかけて書かれております、電子情報処理組織とはコンピュータシステムのことであります。次の情報通信の技術を利用する方法とは、インターネットのことであります。わかりづらい表現で恐縮です。しかし、国の法律がこのように表現しているものですから、他市の条例でも皆同じようになっております。この条例では、市に対します申請や届け出などをインターネットでできるようにすることで、第1条の条文、最後の部分にありますとおり、市民の利便性の向上を図るとともに行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的としております。

第2条は定義であります。

次に、37ページ一番下の部分であります。第3条第1項では、冒頭申し上げましたとおり、他の条例等の規定により申請を書面等により行うこととしているものにつきましても、電子情報処理組織、次の38ページをお開きください。つまり、インターネットで申請を行うことができるというものであります。

第2項は、インターネットで行われた申請も書面等で行われたものとみなすというものであります。

次の第4条から第6条にかけましては、第3条と同様の内容であります。第4条は処分通知等について、第5条は縦覧等について、第6条は作成等についても同様にインターネットあるいはコンピューター等で行うことができるというものであります。

次のページをお開きください。第7条は、情報システムの整備についてであります。インターネットを利用したシステムの利用の推進を図ること、あわせて安全性、信頼性を確保することとしております。

第8条は、システムを使用して行いました申請等の状況を少なくとも毎年1回公表するというものであります。

第9条は、規則への委任規定であります。

最後に、附則になりますが、この条例の施行日は平成28年1月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 既に7項目でしたっけ、実施しているということで、私もファンドの申請とか何かはメールで、インターネットで申請しているということで、それがたくさん広がっていくという、今後というふうに考えるのですが、申請をした場合、必ず届いているかどうかということが非常に大事だと思うのです。申請した、インターネットで送ったにもかかわらず、それがきちんと届いたかどうかということをやっぱり確かめないとわからないというところがあるので、それはどのような方法でやるのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） まず、このシステムは、市役所側では手続を登録するときに担当課を登録いたします。その担当課のメールを登録いたしまして、まず利用者の方から申請があったときには、その課のメールに行くというふうにまずなります。それとは別に、システムの管理者として情報推進課がなっておりますので、そちらにもメールが、対応がとれないときは来るようになっておりますので、利用者の方に返事が行かないということはないと思われまます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） では、届いたことを、やっぱり、受け取りましたということをきちんと返信といたしますか、それがないと、申請したつもりが届いていなかったという間違いも起こる可能性もちょっとあるかなというふうに心配はするのですけれども、きちんと届いた、受理の返信というのができればいいのではないかとというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（福富善明君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 申請した方が、メールで申請をして、それがちゃんと届いたかの確認ですね。

まず、このシステムは、済みません、システムの細かい説明になって恐縮ですけれども、まず、ここから、民間のシステムでも同様ですけれども、1回申請しますと、それを受領しましたという自動返信はございます。ですから、利用した方にはそれは行くと思います。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 私は、使用に関する状況の公表のところ、もう少し具体的に、どういう形で公表するのか教えていただければと思います。

○委員長（福富善明君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 公表を年に1回ということで考えております。インターネットで、手続ごとに何件あったということで公表をすることになると思います。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 答弁のほうについては了解をいたしました。

一番最初に書いてある目的ですけれども、市民の利便性の向上を図るということと、行政の側も効率的に仕事ができるという両方を目指したものでありまして、これでできることをどんどん増やしていただきたいというのが要望でございます。

○委員長（福富善明君） 要望としてお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第127号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第127号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第5、議案第128号 栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） ただいまご上程いただきました議案第128号 栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は42ページから44ページ、議案説明書は20ページから25ページでございます。

初めに、議案説明書の20ページをごらんください。提案理由であります、平成28年4月1日からの組織機構の改編に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市部設置条例等の一部を改正することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

次に、改正の概要であります、栃木市部設置条例は、部の名称の変更、部の新設などの改正をし、栃木市天幕使用条例、栃木市スポーツ推進審議会条例、栃木市子ども・子育て会議条例、栃木

市教育支援委員会条例は、組織機構の改編に合わせて部の名称を改める、または部の名称を加える改正を行うものであります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の42ページをごらんください。こちらは、議案第128号の制定文であります。

次に、43ページからが部設置条例等の一部を改正する条例の改め文になります。恐れ入りますが、改正の内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきます。議案説明書の22、23ページをごらんください。まず、部設置条例の一部改正であります。第1条の「理財部」を「財務部」に改め、「保健福祉部」の後に「こども未来部」を加えます。

次に、第2条は分掌事務の規定であります。第1号、総合政策部のキ「予算その他財政に関すること。」を削り、第3号の「理財部」を「財務部」に改め、財務部にイとして「予算その他財政に関すること。」を加えます。

次に、第5号、保健福祉部のエ「児童福祉に関すること。」を削り、25ページ、2行目の第6号として「こども未来部」を追加し、「児童福祉に関すること。」及び「子育ての支援に関すること。」をあわせて追加いたします。

また、「こども未来部」の追加に伴いまして、「産業振興部」以降の部の号を繰り下げます。

次に、天幕使用条例、スポーツ推進審議会条例、子ども・子育て会議条例、教育支援委員会条例の一部改正につきましては、天幕の管理課や各審議会の庶務を担当する課の所属部を改める、または部を追加するものであります。

なお、教育委員会に教育部と生涯学習部を設けることにつきましては、教育委員会行政組織等規則の改正で対応する予定となっております。

恐れ入りますが、議案書の44ページ中ほどをごらんください。附則であります。この条例は平成28年4月1日から施行いたしたいというものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 部設置条例ということで、私も一般質問で聞きましたけれども、10月30日に議員研究会の中で組織機構の新旧対照表が示されておりまして、結局、部設置条例を可決するということになると、組織機構新旧対照表で示されたものも、市長の答弁では、変えるつもりはないという答弁があったと思いますけれども、この関係についてまず確認をしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。



○総務課長（川津浩章君） 市長の答弁にもありましたとおり、部設置条例をお認めいただければ、行政組織規則の改正につきましては、議員研究会で説明した内容で改正させていただきたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 私も一番心配していることは、一般質問でも述べましたけれども、時間もなかったというようなことで、再度その辺のところについて、例えば私が一番心配しているのは税収の問題であります。

平成26年度の決算の中では、栃木市としての徴収率と徴収額については決算書で明らかになっておりますけれども、旧5町、いわゆる藤岡から西方までの総合支所における徴収額と徴収率、これはコンピューターで管理しておりますから、必ず出る数字だと思うのです。その数字を私どもには示してくれていないのですけれども、この数字というものが本当に出ないのか、あるいは出るのか、その辺のところを質問したいと思います。

○委員長（福富善明君） 福島収税課長。

○収税課長（福島 司君） この件につきましては、合併をしたということで、調定が個々、総合支所ごとに出ていないという関係で、本庁一本化になっているということですので、総合支所ごとには現在のところ出ません。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 総合支所ごとに出ないとなってくると、税務課を廃止するということのデメリット、徴収額も徴収率も落ちるという可能性はあるけれども、その検証をした中で税務課を廃止したのか、その辺の、徴収員が云々ということもありましたけれども、基本的なところでの検討があったのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） 税務課を本庁のほうに集約するに当たりまして、いろんな角度からの検討はいたしました。まず、現場の担当者である本庁の税務3課の職員と総合支所の税務課の職員で検討した結果なども尊重しつつ、県内で合併をして、総合支所方式をとったけれども、税務課は設置しなかった市の合併前と合併後の徴収率を調べました。それから、合併して、分庁方式をとって、分庁舎のほうには税務課がないような市の徴収率、やはり合併前と合併後を調べてみましたが、合併後、徴収率が下がったという県内の事例はありませんでしたので、それと栃木市と同類の人口を持つ市の支所とか、そういうところの税務関係はどんなことを扱っているかというのも検討いたしました。最終的には、現在合併算定がえで交付税もどんどん減っていくということで、まず器を減らさないと、スリム化しないと職員が減っていかないということも踏まえまして、総合的に税務課と都市建設部門については本庁に集約するというところになりました。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 総合支所方式と分庁舎方式で徴収率が落ちなかったと、金額的には変わらなかったと、具体的に教えてください。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） ちょっと、今資料を出しますので、お待ちください。

宇都宮市は、総合支所方式をとりましたが、税務課はございません。合併前が、平成16年が91.8、平成17年が92.6で、合併した後の平成18年度は92.5、平成19年度が93.5、平成20年度が93.3%ということでありました。分庁方式をとりました佐野市の場合は、平成14年が87.7、平成15年度末が87.1、平成16年度が87.5、平成17年が87.6、平成18年度が87.7、それから下野市は、それぞれ、3町が合併しましたので、直前の平成16年度でいいますと、92.5が旧石橋町、旧国分寺町が93.9、旧南河内町が95.2で、下野市になって、平成17年度が93.8、平成18年度が93.3、平成19年度が94.1ということですので、この辺の状況なども踏まえての結果でございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 数字的にはわかりました。

栃木市にそれが全く当てはまるというような、仕掛けみたいなものは今後どのように考えていくのか聞かせていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） その点につきましては、一般質問の答弁でもありましたとおり、専門的な分納誓約などは本庁から必要に応じて出向くなどする、それから徴収率につきましては、収税のほうで、滞納者に対する財産調査、差し押さえ、換金し、税金に充当するという一連の手続を一元的に行って、効率的に行う、それから総合支所のほうでも税の納付とか再発行などもいたしますし、コンビニ納付の推進、それから口座振替の推進などもこれまで以上にやっていくということで答弁したとおりでございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 確かにそういうものはあるかと思えます。

私があのおとき聞いた内容では、町が大体、高根沢町と野木町が1番、2番をずっととっておりまして、私の質問の中で、徴収率や納税というものはどういうこと考えているのだということについては、信頼関係という回答がありましたけれども、本当に総合支所が、税務課がなくなることによって、いろんな意味で、相談したり、あるいは身近なところでというのが、条件がなくなるといことが非常に心配でありまして、本庁から出向いた人が説得してみたって、あるいは総合支所の中の住民関係のところでは証明を出すということでは、本当に徴収率や徴収額が上がるのかどうか、大変心配はしておりますけれども、今の話を聞けば心配ないというふうなことを言っているようでもありますけれども、本当に、私も言いましたけれども、市民税と固定資産税、200億円調定をしているわけです。ここで1%下がれば、2億円という莫大な金が、それは人件費を削減すると

というようなことにはかえがたいものが失われる可能性が、ほかのまちや、ほかの市ではそういうことはなかったといいますけれども、ぜひ徴収率を下げることをないように、そして取れる人からは取ると、それは必要だと思えますけれども、そういう、私どもにとって財源が、交付税が合併後、暫定的に減らされているという中にさらに追い打ちをかけるようなことをやることは私はいかなるものかという考えで持っておりましたけれども、今までいろいろ聞きましたけれども、私の気持ちの中には別に納得をできるような材料はありません。ですから、もし徴収率が下がったというときの責任は、これは市長が全面的に負わなければならない、そのことを申し上げておきたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 要望ですね。

ほかに質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 今回、こども未来部というのが設置、新たにされることになりまして、子育てへの行政の姿勢がうかがえるということで、よかったなというふうに思っています。

こども未来部の中に「児童福祉に関すること。」それから「子育ての支援に関すること。」ということがありますが、現在の課はこども課、保育課ということになりますよね。それがそっくり、こちらのこども未来部のほうに移行するということがよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） こども未来部は子育て支援課と保育課ということになりますが、こども課が子育て支援課になりますので、そのままこの2つの課がこども未来部になるということになります。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第128号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第128号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第6、議案第135号 指定管理者の指定について（とちぎ市民活動推進センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

天海地域まちづくり課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） ただいまご上程いただきました議案第135号 指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。議案書は62ページ、議案説明書は70ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の70ページをお開き願います。提案理由であります、とちぎ市民活動推進センターの管理を行わせる指定管理者を特定非営利活動法人ハイジに指定することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案書62ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、とちぎ市民活動推進センターでございます。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木市宮町304番地1、名称、特定非営利活動法人ハイジ、代表者、代表理事、酒巻幸夫であります。

3の指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間であります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第135号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第135号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第7、議案第117号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額の読み上げにつきましては省略していただいて結構です。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第117号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。議案第117号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,914万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ708億445万7,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5、6ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正（追加）であります。所管関係部分は、1行目のとちぎ市民活動推進センター管理運営委託（指定管理者制度）でありまして、栃木駅前に設置しているとちぎ市民活動推進センターの管理運営業務を委託するため、5年間で8,316万3,000円を限度額とする債務負担行為を追加させていただくものであります。

9ページをお開きください。第3表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。起債の目的欄にあります道路維持事業につきましては、起債の限度額を5,240万円増額しまして、1億2,040万円に変更するものであります。

次の道路新設改良事業につきましては、起債の限度額を450万円増額しまして、6億8,680万円に変更するものであります。

次の中学校施設整備事業につきましては、起債の限度額を5,590万円増額しまして、20億4,450万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法については変更ございません。

詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。ページが飛びまして、39ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。39ページは歳入、次の40、41ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

42ページ、43ページをお開きください。下段の14款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額19万4,000円の増額であります。説明欄の選挙人名簿システム改修費補助金につきましては、公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢引き下げに対応するため、選挙人名簿システムを改修する経費に対する国庫補助金であります。

44ページ、45ページをお開きください。下段の17款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額500万円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、栃木市ふるさと応援寄附金のうち、市長おまかせ事業を寄附金の使い道として指定された寄附金であります。

46ページ、47ページをお開きください。18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額2,095万5,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として、基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、1つ飛びまして、21款市債であります。補正額は1億1,280万円の増額であります。1項4目1節道路橋りょう債は、補正額5,690万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（道路新設改良事業）につきましては、市道I-139号線道路改良事業に充てるため増額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債（道路維持事業）につきましては、栃木、藤岡、都賀地域の市道各号線舗装補修事業に充てるため増額補正するものであります。

次の主要道路整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道F1-15号線ほか道路改良事業に関する市債が増額となりますが、市道T-56号線道路改良事業に関する市債が減額となるため減額補正するものであります。

次に、6目2節中学校債は、補正額5,590万円の増額であります。説明欄の全国防災事業債（中学校施設整備事業）につきましては、中学校施設非構造部材耐震化事業に充てるため増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。48ページ、49ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額105万1,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分について補正するものであります。以下、各項目において補正しております職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以降の説

明は省略させていただきます。

50ページ、51ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額5,816万2,000円の減額であります。説明欄の特別職人件費につきましては、市長、副市長の給料及び共済費に不用額が見込まれることや人事院勧告を踏まえ、その差額分について減額補正するものであります。

次に、2目文書管理費は、補正額642万円の増額であります。説明欄の文書管理費（栃木）につきましては、組織機構の改編等に伴い生じる総合支所の空きスペースを不足している書庫として活用するため、書棚を購入するとともに入舟書庫用の書棚購入に係る予算の執行残を減額補正するものであります。

次の文書印刷費（栃木）につきましては、印刷用紙やインク等の消耗品について、災害対応等により使用量が増大し、予算不足が見込まれるため増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額2,940万6,000円の増額であります。説明欄の処分可能財産売却事業費（栃木）につきましては、ぬまわだ保育園の用途廃止後に改築される県南児童相談所の敷地として県に賃貸するために必要となった擁壁設置工事費であります。

次の庁舎管理費（栃木）につきましては、平成28年度の組織改編による本庁舎への職員の集約に伴う事務室レイアウト変更の設計等業務委託料及び工事費であります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、土地売却収入等から売り払いに係る費用を差し引いた金額を積み立てておりますが、さきにご説明しました処分可能財産売却事業費の増額補正に伴い、積立額を減額補正するものであります。

次の庁舎管理費（大平）につきましては、組織改編に伴う大平総合支所の窓口カウンターの改修等工事費及びパーティション等の備品購入費が主なものであります。

次の庁舎管理費（藤岡）につきましては、組織改編に伴う藤岡総合支所の本館1階用ローカウンター購入費及びあしぎん派出所防犯スクリーン工事費が主なものであります。

次の庁舎管理費（都賀）につきましては、組織改編に伴う都賀総合支所の電話配線等工事費及びローカウンター等の備品購入費が主なものであります。

次の財産管理事務費（岩舟）につきましては、旧静和保育所跡地を購入するのに当たり、隣接する市道拡幅計画の支障となる境界壁を撤去する工事費であります。

次に、6目企画費は、補正額500万円の増額であります。説明欄のふるさと応援基金積立金につきましては、平成28年1月から、栃木市ふるさと応援寄附金のうち、市長おまかせ事業を寄附金の使い道として指定された寄附金を基金に積み立てるものであります。

次に、12目渡良瀬遊水地対策費は、補正額102万9,000円の増額であります。説明欄の藤岡遊水池会館管理費につきましては、藤岡遊水池会館1階に移設した湿地資料館及び市情報発信コーナーを土曜日、日曜日に開館するために施設管理業務委託料を増額補正するものであります。

次の藤岡遊水池会館施設整備事業費につきましては、平成28年4月から2階の中会議室を事務室

として利用するのに当たり、必要なLAN配線や電話設備の工事費及びカウンター等の備品購入費であります。

ページが飛びまして、58ページ、59ページをお開きください。4項1目選挙管理委員会費は、補正額38万9,000円の増額であります。公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢引き下げに対応するため、選挙人名簿システムを改修する委託料であります。

62ページ、63ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費は、補正額2,002万1,000円の減額であります。所管関係部分は、説明欄の4行目、臨時職員共済費でありまして、組織改編に伴い、科目を変更する必要があることから、こちらの科目を減額しまして、次のページの2項1目児童福祉総務費の説明欄2行目の臨時職員共済費を増額するものであります。

ページが飛びまして、92ページ、93ページをお開きください。9款1項3目消防施設費は、補正額353万9,000円の増額であります。説明欄の消防施設維持管理費につきましては、岩舟地域の民有地に設置され、現在使用されていない消防団機械器具置き場及び防火水槽を解体撤去するものであります。

次の都賀分署施設維持費につきましては、トイレ配管の詰まりを解消するための改修工事費であります。

以上をもちまして、平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） お諮りいたします。

本案につきましては、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 51ページの特別職の人件費で不用額が387万1,000円ということなのですが、その詳細について、共済費とかの不用額、それから人事院勧告という説明がありましたが、細かく説明をいただければと思います。

○委員長（福富善明君） 名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） 特別職人件費でございますが、今回、4月から、特別職につきましては市長、副市長でございますが、給料月額のみ5%の減額措置を設けております。それによりまして、年間で市長が61万2,000円、副市長が50万4,000円の減額ということになっております。

また、今回の人事院勧告につきましては、期末手当の引き上げが勧告されておりまして、その分



を見込ませていただきました。その分につきましては、市長、副市長の期末手当の0.05カ月分というところでございまして、13万5,000円の増ということでございます。

そのほかに、今回、年金制度が変わりまして、これまでの共済組合から厚生年金に移行するわけですが、その分で若干多目に予算をとっておりましたが、そこまで必要なかったということで減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 51ページ、庁舎管理費の中でレイアウト等設計委託料、あと変更工事、どこをやるのだから教えていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 今ご質問いただきました庁舎管理費なのですが、一応、レイアウトにつきましては、先ほどご説明があったと思いますが、平成28年度からの組織改編に伴いまして、職員が本庁に集約になります。そのための事務室のレイアウトを増加するものであります。

また、変更工事費1,792万8,000円につきましては、2階から4階、機構が変わりますので、それに伴いまして、電気改修工事、OAフロアの拡張工事、サインの改修工事、それと電話回線の改修工事等を予定しております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ということは、私が前に議会事務局のフロアがOAフロアになっていないと質疑を出しましたよね。それは今回入れてもらったのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 済みません、ちょっと今図面は持っていなかったものですから、それについては後でお答えしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 前に質疑したときには、議員に説明した、この庁舎改修の工事の中には、事務所は全部OAフロアにするというお話をいただいたのだけれども、議会事務局だけは違ったので、質疑を出しました。ぜひ今回一緒にやっていただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。もし漏れていたら。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 新庁舎になりまして、OAフロアになっていない部署は確かに議会関係でございました。それはそれなりの理由があって、一応ならなかった理由もあると思いますので、前の、一応まだ期間があるものですから、一応それは検討させていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

次に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

話を戻ります。松本委員の質疑に対して、答弁はよろしいですか、では、後でお願いいたします。

ただいまから議案第117号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第117号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で、本委員会の審査は終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

（午前11時22分）